

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 岩泉町保健福祉の基本

#### 1 健康の町

##### (1) 岩泉町民憲章

◎昭和51年9月30日制定

◎憲章の内容

わたくしたちは 住みよいまちづくりの願いと誓いをこめて、ここにこの憲章を定めます。

- 1 岩泉の美しい海、山、川を守り 清潔で明るいまちをつくります。
- 1 岩泉の自然と伝統に学び 香り高い文化と教育のまちをつくります。
- 1 岩泉の生産を高め勤労を喜び より豊かなまちをつくります。
- 1 岩泉のひとりひとりの幸福を願い 健康で安全なまちをつくります。
- 1 岩泉の未来を信じ互いに助け合い 希望に満ちたまちをつくります。

##### (2) 健康の町宣言

◎昭和61年9月30日

◎宣言の内容

実りある長寿社会に向かって、人間等しく健康で快適な生活を営むことは私たちの願いであり、「美しい自然と豊かな未来のある町の創造」のための基礎条件である。

このため、岩泉町民一人ひとりが、自らの健康は自ら守り育てることを基本理念としつつ、行政、関係諸機関、地域社会が相携えてその環境を整え、生涯を通じた心身の健康づくりを推進し、健康で明るい町を建設する。

- ・清潔で美しい生活環境を整える。
- ・毎日の食事は栄養のバランスを考え適量にとる。
- ・日常のくらしに適度の全身運動を取り入れる。
- ・のびのびとした心で適切な休養をとる。
- ・常に健康に留意し定期的に健康診査を受ける。

## 第1章

### 第2節 計画策定の目的

私達が、元気で幸せな人生を送るうえで「健康であること」は非常に重要です。

しかし、高齢化の加速や疾病構造の変化など、健康を取り巻く環境は大きく変化し、健康に関する価値観も多様化しています。

平成20年度の医療制度改革においては、老人保健法の改正という大きな変革があり、それまで市町村が担当してきた基本健康診査は特定健康診査などの名称に変わり、各医療保険者に義務付けられました。

また、その他の保健事業については健康増進法に移行され、引き続き市町村が担うことになっており、健康づくりの施策は今後ますます重要となっております。

このことから、第二次健康いわずみプランにおいても、目的及び目標を継続して事業に取り組んでまいります。

### 第3節 計画の基本方針

町民一人ひとりが主体的に健康づくりに心がけるとともに、町民と行政、関係機関が協働して様々な場面で健康づくりに取り組み、一人ひとりの健康を実現し、より豊かで活力ある地域社会を築くという考えのもとに、まめで達者で「岩泉に暮らしたい・岩泉に生まれてよかった」と思えるまちづくりを目指して、町民の健康づくりの推進に努めます。

# 第1章

## 第4節 計画の推進期間

本計画の推進期間は、2015年（平成27年度）から2022年（平成34年度）までの8年間とし、2019年（平成31年度）に中間の見直しを行います。

また、社会情勢や保健福祉を取り巻く環境の変化によって、新たな施策への対応や事業計画の見直しが必要になった場合は、柔軟に対応します。

### 計画の評価及び見直し

本計画の進捗状況については、町の政策評価の取り組みと連動して、数値目標の達成状況、施策の取組結果など岩泉町健康づくり推進協議会において、毎年度、評価・検証を行い、情報を共有しながら地域の健康課題を明らかにし、評価・検証の結果を施策に反映させていきます。

計画期間の中間に当たる2019年度（平成31年度）に中間評価を行い、その結果を踏まえ、計画の見直しを行います。

計画期間の最終年となる2022年度（平成34年度）には最終評価を行います。

(年度)

H20～ (2008)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)
健康いわいずみ 21									
	最終評価								
第二次健康いわいずみ 21 プラン									
						中間評価			最終評価

## 第5節 計画の位置付け

本計画は、岩泉町総合計画の中の実施計画として位置付けられ、他の岩泉町行政計画との整合性を図るとともに、健康増進法に基づく国や県の計画内容について勘案しながら、町民の健康増進を推進する計画です。

